

# ICT 見守り事業業務委託事業者募集要領

## 1. 実施目的

ICT 見守り事業の業務を効率的かつ効果的に実施することを目的として、当該業務を事業者  
に委託することとします。

委託事業者の選考において、本事業の実施を委託するのに最もふさわしい事業者を総合的に  
評価するため、プロポーザル方式に沿った企画提案審査を実施します。

## 2. 業務概要

- (1) 業務名 ICT 見守り事業
- (2) 業務内容 『ICT 見守り事業委託仕様書』参照
- (3) 履行期間 令和 5 年（2023 年）3 月 1 日～令和 7 年（2025 年）3 月 31 日まで
- (4) 契約方法 単価契約

## 3. 予定数量

予定数量は、令和 5 年（2023 年）3 月 1 日～3 月 31 日は 875 台、令和 5 年（2023 年）4 月 1 日～  
令和 7 年（2025 年）3 月 31 日は 1250 台とする。ただし、予定数量は他事業の実績等により算出し  
た見込みの数量であり、実際の委託料支払いを保証するものではない。また、本プロポーザルの結  
果をもとに締結する契約は地方自治法第 234 号の 3 の規定による長期継続契約となることから、  
発注者の歳出予算において、予算の減額又は削除があった場合には、発注者は、この契約を変  
更・解除する可能性がある。

## 4. 参加資格

本件に参加できる者は、参加申込書等の提出時点で下記のすべての要件を満たすものとしま  
す。なお、本申込書等の提出後において要件を満たさなくなった場合は参加を認めない。

- (1) ICT を活用した見守り機器の設置および撤去、コールセンターの設置、異常時等におおむね  
1 時間以内に訪問が可能な事業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成 7 年 6 月 1 日制定）に基づく入札参加停止措置を  
受けていないこと。
- (4) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 1 日制定）に基づく  
入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条によ  
る改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律  
の整備等に関する法律第 107 号の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含  
む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。

- (6) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 平成 12 年 4 月 1 日以降に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 127 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

## 5. 公募選考のスケジュール

項 目	期 限 等
公募実施要領・仕様書等を市ホームページに掲載	令和 4 年 9 月 1 日（木）
説明会参加申込書の提出	令和 4 年 9 月 9 日（金）正午（必着）
説明会（任意参加） ※オンライン（ZOOM）開催	令和 4 年 9 月 14 日（水）11：00～12：00
質問書の提出（事業者⇒市）	令和 4 年 9 月 14 日（水）午後 5 時 15 分（必着）
質問書への回答を市ホームページに掲載	令和 4 年 9 月 20 日（火）
申込書類の提出	令和 4 年 9 月 29 日（木）正午（必着）
第一次審査（書類選考） ※6 提案以上あった場合にのみ実施	令和 4 年 10 月 5 日（水）を予定
第二次審査（プレゼンテーション） ※オンライン（Zoom）開催	令和 4 年 10 月 11 日（火）を予定
審査結果の通知	令和 4 年 10 月下旬発送予定
契約の締結	令和 4 年 10 月下旬～11 月上旬予定

## 6. 説明会（参加は任意）

参加を希望する事業所は説明会参加申込書（様式第1号）を電子メールもしくはFAXにて提出すること。

【提出期限】令和4年9月9日（金）正午（必着）

【開催日時】令和4年9月14日（水）11:00～12:00

【開催方法】オンライン（Zoom）

※ 当日の追加配布資料と概要は後日市ホームページに掲載します。

## 7. 質問書の受付

本募集要領および仕様書の内容に不明な点がある場合は、事務局まで質問書（様式第2号）を電子メールもしくはFAXにて提出すること。

【提出期限】令和4年9月14日（水）午後5時15分（必着）

【回 答】令和4年9月20日（火）市ホームページに掲載

【備 考】電話での質問は一切受け付けません。

## 8. 申請書類の提出

【提出先】豊中市役所 福祉部 長寿安心課 相談安心係

豊中市中桜塚3-1-1（第二庁舎1階）

受付時間：午前8時45分～午後5時15分（締切日は正午まで）

【提出方法】持参（土日および時間外は受け付けない）、または送付（郵便、宅急便等）

なお、送付の場合、提出書類の到達について確認すること。

### 【提出書類】

- ① 提出する書類の規格はA4判片とじ・横書き・両面とする。
- ② 文字は11ポイント以上とし、フォントは任意とする。
- ③ 全体にページを付け、目次を付ける。
- ④ 提出部数は6部（正本1部、副本5部）とし、下記提出書類に項目ごとのインデックスを付け、全体をファイル等で綴る。また、PDF形式で1つのファイルにしてCD-Rに保存したものを1枚提出すること。

項目	内容
公募参加意向表明書 （様式第3号）	・ 正本1部のみ提案事業者の代表者印（豊中市へ事業登録を行っている場合は届出印。以下同じ）を押印し、残りの副本5部は複写可とする。
会社概要 （様式第4号）	・ 業務内容は代表的な業務分野を記入。 ・ 組織図は別紙の提出でも可。

<p>企画提案書 (A4判任意様式10枚以内。表紙は含まない)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案内容は仕様書および後述「9.審査方法等」の審査基準の評価項目に基づいて提案すること。</li> <li>・提案内容に、他市導入実績、ICT見守り機器による安否確認実施時間・想定回数・曜日、コールセンターの開設時間・曜日、代理訪問の対応可能時間・曜日を記載すること。</li> <li>・企画提案書の表紙には提案事業タイトルと提案事業者名を記入すること。</li> <li>・企画提案書とは別にプレゼンテーション用資料を作成する場合は必ず企画提案書から抜粋し、企画提案書と同数を添付すること。</li> </ul>
<p>入札参加停止措置等 状況調書(様式第5号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式第5号に必要な事項を記載したものを提出すること。</li> <li>・本調書については正本1部のみ提案事業者の代表者印(豊中市へ事業者登録を行っている場合は届出印。以下同じ)を押印し、残りの副本5部は複写可とする。</li> </ul>
<p>見積書 (A4判任意様式)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見積書は1台あたりの見守り機器の見積もりとすること。機器代金に加えて、別途、現場駆けつけ料が発生する場合は、1件当たりの現場駆けつけ料についても記載すること。</li> <li>・見積金額は税抜きで表記し、税別である旨を明記すること。</li> <li>・見積書については正本1部のみ提案事業者の代表者印(豊中市へ事業者登録を行っている場合は届出印。以下同じ)を押印し、残りの副本5部は複写可とする。</li> </ul>

#### 【応募書類の取扱い】

- ① 提出書類の分割提出は認めない。また、提出書類の不足または提出期限内未到達の場合、応募を無効とする。
- ② 提出書類はいかなる場合でも返却しない。
- ③ 提出書類に不備等が発見された場合は、補正を求めることがある。
- ④ 提出期限後の差し替えは認めない(豊中市が補正等を求める場合を除く)。

## 9.審査方法等

市職員で構成される選考委員会を設置する。提案数が6以上あった場合は、事前に第一次審査(書類審査)を行う。企画提案書に基づく第二次審査(プレゼンテーション)を行い、評価点数の合計による総合評価で、最も高い評価を得たものを受託候補者とする。第二次審査の結果、全体配点の50%未満の提案は、順位が一位の場合であっても受託候補者とししない。また最高点のものが複数の場合は、選考委員会で合議のうえ受託候補者を決定するものとする。

### 〈第一次審査〉

- 【日時等】 令和4年10月5日(水) 提案数が6以上の場合、書類選考を行う。
- 【結果通知】 令和4年10月6日(木) 電子メールにて結果を通知する。

### 〈第二次審査〉

【日時等】 令和4年10月11日（火） オンライン（Zoom）開催

※時間等の詳細は、提案事業者すべてに別途連絡する。

【発表時間等】 40分程度

※1提案につき20分以内のプレゼンテーションのあと、質疑・応答することとする。

【発表者】 当日の発表者は1提案あたり3名以内（プレゼンテーションを行う者を含む）とし、すべて提案事業者の雇用する従業員とする。

【資料】 企画提案書もしくは提出済みのプレゼンテーション資料。

【審査項目】 以下の項目に関して審査する。制限時間内にこれらの項目を含めて、わかりやすく説明すること。また、ICT見守り機器の現物を用いて、説明すること。

- ① 事業目的・基本的な考え方
- ② 実施体制及び実施計画
- ③ 業務実績
- ④ 実施内容（ICT見守り機器について、コールセンターの設置、安否確認と代理訪問の実施、機器の設置・撤去・保守対応、市民・関係機関への周知・対応）
- ⑤ 個人情報の取り扱い
- ⑥ 独自の提案

【結果通知】 第二次審査の結果は、すべての提案に対して令和4年10月下旬に文書で通知する。なお、豊中市と仕様ならびに価格等を協議の上、豊中市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定されるので、受託候補者の通知をもって本業務の受託者を約するものではない。

## 10. 提案者失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ・企画提案書を提出後に「4. 参加資格」で規定する参加資格に抵触するに至ったとき
- ・提案上限額を超える提案を行ったとき
- ・提案書類において虚偽の内容を記載したとき
- ・第二次審査に欠席したとき
- ・提案に関して談合等の不正行為があったとき
- ・正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
- ・法令ならびに豊中市の関係条例および関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき
- ・審査の公平性を害する行為があったとき
- ・前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、選考委員会が失格であると認めたとき

## 11. 契約

受託候補者となった者は、令和4年10月下旬の契約締結を目途に、豊中市と契約手続きを行う。その際、豊中市に事業者登録のない場合は、契約締結までに下記書類をフラットファイルに綴り、一部提出すること。

業者登録カード、債権者登録申込書、郵送書類チェックリスト、入札参加資格審査申込書、印鑑証明書、委任状、商業登記簿本（登記事項証明書）、法人税・所得税の納税証明書、豊中市が発行する未納の納税がない証明書もしくは市区町村税に未納の税額がない旨の誓約書兼承諾書、財務諸表（貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書）、取引実績書、有資格者数一覧表、営業許可証の写し等、社会保険・労働保険加入状況一覧表、社会保険・労働保険加入状況確認書類

- (1) 契約内容および仕様については、採択された提案をもとに、豊中市と詳細を協議する。  
この際、改めて豊中市から提案内容の説明を求めることがある。また、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案と変更が生じることがある。
- (2) 審査の結果、選定された受託候補者との協議が成立せず契約の締結が困難な場合には、優先順位が次順位の事業者と協議を行い、成立した場合には当該事業者と契約の締結を行う。
- (3) 本業務の受託者は、豊中市財務規則に基づき、契約保証金の納付または履行保証契約の締結を行うこと。（受託者が同規則第110条の契約保証金の納付の免除の規定に該当する場合は除く。）

## 12. 留意事項

- (1) 企画提案書等の作成経費や旅費等の必要経費等は提案事業者の負担とする。
- (2) 選考委員会の構成員、提案事業者名簿等の内容についての質問は一切受け付けない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 企画提案書の提出後に本案件への参加を取り下げの場合は、速やかに「14. 事務局（問合せ先）」まで連絡をするとともに、参加辞退届（様式第6号）を提出すること。なお、取り下げによる不利益な取り扱いはない。

## 13. その他

この応募要領に定めるもののほか、必要な事項については市と協議を行う。

## 14. 事務局（問合せ先）

豊中市 福祉部長寿安心課相談安心係 担当：島田・井上  
〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1（豊中市役所第二庁舎1階）  
電話 06-6858-2235（直通） FAX 06-6858-3611  
E-mail [choujuanshin@city.toyonaka.osaka.jp](mailto:choujuanshin@city.toyonaka.osaka.jp)